事業主の皆さま

令和6年秋から保険証廃止

<u>↑</u> 迅速に、正確に、健保組合へ届出をお願いしま

□ 資格取得届

医療機関では、「オンライン資格確認等システム」で資格確認を行います!

ご存じですか?

オンライン資格確認等システムのしくみ







マイナンバーカード





注意

事業主の皆さまからの届出を受けて、健保組合が中間サーバーに加入者情報を登録しています。マイナンバー、氏名(漢字・カナ)、生年月日、性別、住所に誤りがあると、オンライン資格確認等システムにデータの登録ができず、医療機関の窓口で資格確認できない場合があります。事業主の皆さまに、すみやかに正確な情報を提出していただくことがとても重要です。



「資格取得届」 「被扶養者異動届」は

5日以内に健保組合へ提出

健康保険法施行規則が改正され、事業主は資格取得の事実があった日から**5日以内**に、マイナンバーを記載した 資格取得届を健保組合へ届け出る義務があることが明文化されました。

令和5年3月か

内定者は入社前に 届け出ることができます

内定者とその被扶養者となることが 見込まれる方は入社日前に届出でき ます。お早めの届出をお願いします。

令和5年6月か

「資格取得届」への マイナンバー記載義務が 明文化されました

※ 「被扶養者異動届」についても法令上 マイナンバーの記載義務があります。

企注意

マイナンバーの収集等を外部へ委託している場合には、内定後入社までに集めることができるよう、委託業者への依頼を早めるなど、業務(契約)の見直しをお願いします。

POINT 02

厳格な本人確認を行い 正確にマイナンバーまたは住民票の住所を記載

健康保険法施行規則の改正により、事業主は資格取得届の届出に関し、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実確認をすることができる、と規定されました。正確なマイナンバーもしくは住民票に記載されている氏名(漢字・カナ)・生年月日・性別・住所を資格取得届に記載してください。

Q ==を チェック!

- □ 番号確認… 正しい番号であるか確認
- □ 身元確認… 番号の正しい持ち主であるか確認

よくある誤り事例

・被保険者のマイナンバーと被扶養者のマイナンバーを入れ違えて記載している。 ・マイナンバー(12桁)ではなく、年金番号(10桁)を記載している。・・・など または 住民票 (番号つ き)

提出前に再確認を お願いします!

新しく健保組合に加入される方については、「資格取得届」「被扶養者異動届」に記載されたマイナンバーに基づき、中間サーバーに登録することが原則となりました。そのためマイナンバーまたは、住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)どちらも記載がない場合は、事業主の皆さまに記載を依頼し、記載後に受付させていただきます。

早く正確な 届出が 大切です!

令和5年6月1日から

個人 123456789012

資格取得届・被扶養者異動届には マイナンバーの記載をお願いします

令和5年6月1日から

「資格取得届」「被扶養者異動届」は

『マイナンバーほか必要な事項』または、

『住民票に記載されている5情報 (漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』

のいずれかが記載されている場合に、 受け付けることとなります

なお、住民票に記載されている 5 情報において届出された場合には、健保組合が「中間サーバー(表面上段参照)」に加入者情報を登録する際、より正確な情報で登録するため、改めてマイナンバーを求める場合があります。





注意 住民票に記載されている5情報において届出された場合には、健保組合において確認に時間を要するため、保険証の交付がされていてもオンライン資格確認等システムへ登録されていないことがあることから、医療機関の窓口で「資格なし」と表示されてしまう場合があります。

マイナンバーカードと保険証が一体化されると

事業主の皆さまにもこんなメリットがあります

保険証の配付や 回収が不要に



従業員と家族に保険証を配付したり回収したりする事務負荷やコストが軽減されます。



<mark>事業主を経由した</mark> 各種証書の申請が不要に

- ・限度額適用認定証
- · 特定疾病療養受療証 等

オンライン資格確認により証明書が不要になり、申請の事務負荷が軽減されます。

「限度額適用認定証」等 の申請があったら… マイナンバーカードを保険証として利用すれば、オンラインで確認できるため、「限度額適用認定証」がなくても窓口負担は自己負担限度額までで済みます。従業員から限度額適用認定証の申請があったら、「マイナンバーカードでの受診なら限度額適用認定証は不要ですよ」とぜひ伝えてください。



従業員の皆さまへお伝えください

事業主から求められたら、 すみやかにマイナンバーの提出を!



健康保険法施行規則により、事業主は資格取得の届出を行うために、必要とするときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものとされております。従業員の皆さまへは、健康保険法施行規則に基づき事業主からマイナンバーや住民票の住所等の提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じるようお声かけください。

マイナンバーカードを作ってない方にはカードの取得促進と

保険証利用の登録のお声がけを!

令和6年秋以降は新規の保険証の交付が行われなくなります。従業員の皆さまへ、早めにマイナンバーカードの取得と保険証利用の登録をするようお声かけください。

健康保険の加入手続きには マイナンバーの記載が必要です



社会保障・税の手続書類へのマイナンバー(個人番号) の記載について、事業主・従業員の皆さんのご協力をお願いします



tps://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000122574.pdf

